

[事案 24-168] 損害賠償請求

・平成 25 年 4 月 14 日 裁定不調

<事案の概要>

申込んだ学資保険が契約不成立となったのは、募集人の認識不足が原因である、として損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

学資保険の被保険者年齢範囲（契約条件）の変更（0 歳～10 歳→0 歳～5 歳）に伴い、契約日が平成 24 年 7 月 2 日以降、被保険者年齢 6 歳以上に対し、本商品は販売停止となっていたが、同年 6 月 30 日に被保険者年齢 9 歳の申込書類を提出したところ、募集人に「全期前納保険料は 7 月 6 日までに払込めばよい」と案内されたため、保険料を 7 月 2 日に払込み、その結果、契約日が同日となり、契約不成立となってしまった。また、募集人は、申込書の予定契約日を設計書の作成日である 6 月 12 日としており、実際とは異なる予定契約日が印字された申込書にて手続きを行っていた。よって、契約不成立は募集人の認識不足が原因であるため、弁護士費用を含めた損害賠償額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人が主張する損害の内容としては、本契約が不成立となったことによる機会損失等損害が想定されるが、当社から申立人に対し、速やかに保険料相当額を返還するとともに、本契約を平成 24 年 7 月 1 日に成立したものとして取扱う旨の提案を行っていたことから、そのような損害は生じていない。よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の請求の法的根拠を、募集人による保険業法 300 条 1 項 1 号違反（虚偽告知の禁止）の不法行為による、保険業法 283 条 1 項にもとづく損害賠償責任もしくは民法 715 条 1 項に基づく損害賠償責任（使用者責任）を根拠とするものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり、本件は、和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したが、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

- (1) 保険業法 283 条 1 項にもとづく損害賠償責任であっても、民法 715 条 1 項にもとづく損害賠償責任であっても、募集人自身に不法行為（民法 709 条）にもとづく損害賠償責任が成立することが前提となる。そして、募集人に不法行為にもとづく損害賠償責任が成立するためには、募集人が故意または過失により申立人の「権利」もしくは「法律上保護される利益」を侵害したことにより、申立人に「損害」が発生していることが必要となる。本件では、申立人と保険会社との間には契約が成立していないため、「権利」の侵害はなく、侵害されたとすれば、本契約が成立するであろうという申立人の期待ということになる（期待権の侵害）。
- (2) しかし、単なる「期待権」の侵害のみを理由とする不法行為責任は、当該行為の違法性が強い場合に検討し得るにとどまるものと解するのが、判例の考え方となっている。本件において、募集人の誤説明が申立人の期待権を侵害したことは事実だが、故意によるもので

はなく、募集人に損害賠償責任を発生させるほど強い違法性が認められるものではない。

(3) しかも、保険会社は、平成 24 年 7 月 1 日付で本契約が成立したものと取扱うとの提案をしており、申立人が同提案を了承しなかったことが認められる。申立人が了承していれば、本契約は申立人の期待どおり成立したのであるから、「損害」の発生も認められない。

(4) なお、申立人は、実際の申込日が平成 24 年 6 月 30 日であるにもかかわらず、本契約申込書の最下部に予定契約日が同年 6 月 12 日と印字されていることを非難するが、これは法的には何の意味もないものであり、不法行為となる余地はない。

(5) 上記のとおり、申立人の請求は認められないが、募集人が本商品の販売停止という重要な情報を把握しておらず、申立人に誤った説明を行ったことは、不法行為になるとまではいえないとしても、消費者の期待を裏切るものであり、大変遺憾な事態であると言わざるを得ない。